

# 区民センターのお申込方法等の変更について

**内容** 大阪市区役所附設会館条例施行規則の一部改正により、区民センターのお申込・ご使用方法が変わります。

**変更点** ◆納付期限◆

これまで、ご使用いただく直前（当日含む）までに使用料をお支払いいただいておりますが、大阪市の規則改正によりまして、平成29年4月1日以降は、原則として区民センターの使用料を申請日から2週間以内にお支払いいただくこととなります。（附属設備の使用料はご利用日にお支払ください）

申込み日からご利用日の前日までの期間	お支払い方法	具体例
1ヶ月以上ある場合	申込み日の13日後まで	①
7日以上、1ヶ月未満である場合	申込み日の6日後まで	②
7日以内である場合	利用日当日	③

※納付期限の日が休館日の場合は、翌開館日となります。

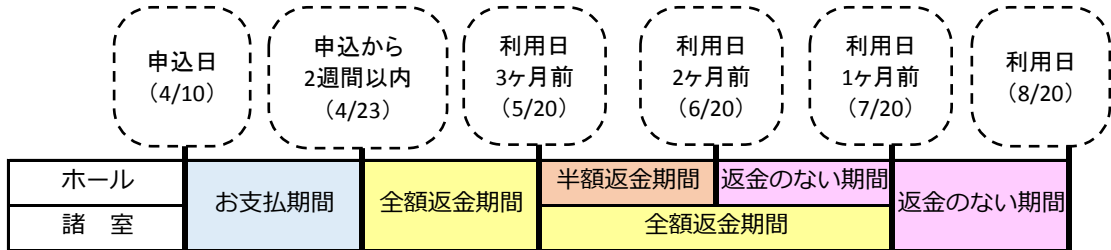
◆使用料の返金◆

ご利用者が、次の期間内に使用許可の取消し（キャンセル）を申し出られた場合、お支払いいただいた使用料をご返金いたします。

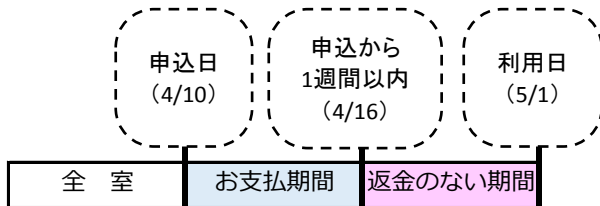
	使用許可の取消しを申し出た日	返金する使用料の額
ホー ル	利用日の3ヶ月前以前の日	全 額
	利用日3ヶ月前の日の翌日～2ヶ月前の日	半 額
諸 室	利用日の1ヶ月前の日以前の日	全 額

**具体的  
な例**

例① 申込日が4月10日で、利用日が8月20日の場合

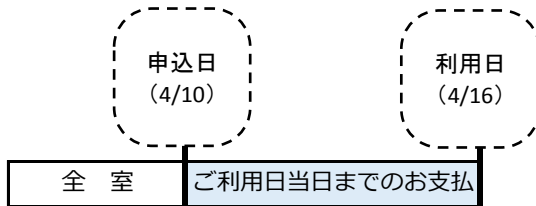


例② 申込日が4月10日で、利用日が5月1日の場合



※お支払後の返金はありません

例③ 申込日が4月10日で、使用日が4月16日の場合



※お支払後の返金はありません